

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

- 要賠償額の見通し
営業損害、風評被害および間接損害等その他の見積期間延長や支払実績増に加え、除染等費用および中間貯蔵費用の一部について、応諾実績の増加や、公表情報等を踏まえ単価を見直したことによる減少等から、要賠償額は約 846 億円増加し、約 12 兆 5,865 億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- ・ 営業損害、風評被害および間接損害等その他の見積期間延長や支払実績増等
…約 867 億円
- ・ 除染等費用および中間貯蔵費用の一部について、応諾実績の増加や、公表情報等を踏まえ単価を見直したことによる減少等
…約▲20 億円

以上